

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年9月8日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 齋藤 聖

1 契約の概要

- (1) ひとり親世帯等への臨時特別給付金に係る送付物の封入封緘作業等業務委託
- (2) ひとり親世帯臨時特別給付金に係る封筒の発注
- (3) ひとり親世帯臨時特別給付金に係る送付物の封入封緘作業等業務委託
- (4) ひとり親世帯臨時特別給付金業務委託

2 履行(納品)場所

- (1) 株式会社アイネス及び横浜港郵便局
- (2) こども青少年局こども家庭課、株式会社アイネス、東京ソフト株式会社
- (3) 株式会社アイネス及び横浜港郵便局
- (4) 東京ソフト株式会社

3 契約日

- (1) 令和2年5月29日(業務指示書による発注要請の日)
- (2) 令和2年7月7日(業務指示書による発注要請の日)
- (3) 令和2年7月7日(業務指示書による発注要請の日)
- (4) 令和2年7月7日(業務指示書による発注要請の日)

4 履行日又は履行期間

- (1) 令和2年5月29日から6月30日
- (2) 令和2年7月22日
- (3) 令和2年7月7日から8月30日
- (4) 令和2年7月7日から令和3年3月31日

5 契約金額

- (1) 898,920円(概算契約)
- (2) 1,066,010円
- (3) 1,442,925円(概算契約)
- (4) 54,120,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

- (1) 株式会社アイネス
- (2) 有限会社野口印刷
- (3) 株式会社アイネス
- (4) 東京ソフト株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

ひとり親に対する給付金の支給を非常に短い期間で実行しなければならず、通常の契約手続きを実施する暇がなく、至急の事務においても適正かつ正確な業務を遂行するために、既に本課で同様の業務実績のある事業者と緊急契約を結ばざるを得なかったため。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) 株式会社アイネス

契約相手方は、健康福祉局福祉保健課が所管する「福祉保健システム帳票作成業務委託」の受託事業者であり、児童扶養手当に関する帳票類の作成・発送を経常業務として行っている。給付金支給まで暇がない中、案内通知を約1万9千世帯の児童扶養手当の受給中の方宛に、至急送付する必要があることから、日頃から児童扶養手当受給世帯宛の送付物の封入封緘・発送作業に携わり、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

- (2) 有限会社野口印刷

本給付金の支給に向けては、申請者に対し申請書類を大量に送付すること等から必要となる大量な封筒を、支給に向けての準備期間に限りがある中、発注する仕様の封筒作成業務に携わった経験があり、早期に確実に作成可能な事業者を選定した。

- (3) 株式会社アイネス

契約相手方は、健康福祉局福祉保健課が所管する「福祉保健システム帳票作成業務委託」の受託事業者であり、児童扶養手当に関する帳票類の作成・発送を経常業務として行っている。給付金支給まで暇がない中、案内通知を約2万1千世帯の児童扶養手当の認定中の方宛に、至急送付する必要があることから、日頃から児童扶養手当受給世帯宛の送付物の封入封緘・発送作業に携わり、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

- (4) 東京ソフト株式会社

契約相手方は、こども青少年局こども家庭課が所管する「児童手当業務等委託」の受託事業者であり、児童手当に関する事務処理及びコール対応を経常業務として行っている。給付金の支給及び申請書の受付開始まで暇がない中、事務処理センター及びコールセンターを設置し、対応窓口を至急用意する必要があることから、日頃から手当に関する業務に携わっており、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる事業者を選定した。

9 所管課

こども青少年局こども家庭課